

登録理学療法士・作業療法士の申請に関する Q&A

1. 登録制度について

●Q 1. 登録理学療法士・作業療法士になるための資格要件は何が必要ですか？

A1 制度の経過措置期間における資格要件（2023 年度までの新規申請）

- ① 理学療法士、又は作業療法士国家資格取得者
- ② 直近の5年間で通算1年以上のリウマチ性疾患(Q-2)リハビリテーション業務の従事歴
- ③ リウマチ性疾患のリハビリテーション10例^{*}の指導患者名簿、5名（リウマチ性疾患の中に関節リウマチが含まれることが望ましい）の指導記録
- ④ 直近5年間に当財団主催又は認定のリウマチ性疾患教育研修会(Q-3)への3回以上参加実績

●Q 2. リウマチ性疾患とは何を指しますか？

A 2 関節リウマチ、膠原病等を含め変形性関節症、骨粗鬆症など

（一覧表：http://www.rheuma-net.or.jp/rheuma/ptot/become_ptot.html）

●Q 3. 資格要件にある教育研修会はどのようなものがありますか？

- A 3 :
- ① 当財団が主催する教育研修会（当財団ホームページに掲載）
 - ② 当財団が認定した教育研修会（当財団ホームページに掲載）
 - ③ 以下の学会への参加

日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本リハビリテーション医学会、日本整形外科学会、日本理学療法士学会・日本作業療法士学会及びその関連分科会など

●Q 4. 申請の時期はいつですか？

A 4 : 各年度2月1日～同年4月30日

●Q 5. 新規申請者の経過措置はどのような内容ですか？

A 5 : 経過措置期間：2019～2023 年度

当財団主催又は認定の教育研修会に3回以上出席が必要

参加証明できるもの（受講証明書、参加証、参加費領収書、出張願、復命書など）

●Q 6. 更新の期間は何年ごとになりますか？

A 6 : 5年毎の更新制

●Q 7. 登録理学療法士・作業療法士になるとどのようなメリットがありますか？

- A 7 :
- ① 財団主催各種教育研修会参加料割引
 - ② 財団主催、認定教育研修会の案内

- ③ 定期刊行物日本リウマチ財団ニュースの閲覧
- ④ 登録理学療法士・作業療法士の施設内標榜
- ⑤ 各種専門職（医師、看護師、薬剤師、理学作業療法士）との交流
- ⑥ 当財団ホームページの専門職リストに掲載（都道府県別施設名・氏名・職種等）
⑨掲載を承諾されない方は掲載しません

2. 申請手続きについて

●Q8. 申請書類はどのように入手すればよいのですか？

A8: 当財団ホームページからオンライン入手してください。
http://www.rheuma-net.or.jp/rheuma/ptot/become_ptot.html

申請書類はワード版なので、出来るだけデータ入力して作成をお願いします。

●Q9. 提出する書類はどのようなものがあるのですか？

A9 経過措置期間（2023年度まで）の場合

- ① 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士登録申請書
- ② 履歴書（写真を添付、捺印必要）
- ③ 理学療法士または作業療法士免許証写し
- ④ リウマチ性疾患（Q2）リハビリテーション業務従事歴
- ⑤ リウマチ性疾患（Q2）のリハビリテーション指導患者名簿10例
- ⑥ リウマチ性疾患（Q2）のリハビリテーション指導記録5例
- ⑦ リウマチ性疾患教育研修会受講記録（経過措置期間用）
- ⑧ 上記⑦の受講を証明する書類
- ⑨ 登録審査料（Q23）「振込受領証」コピー

上記⑤・⑥においては、「Q2のリウマチ性疾患」患者を対象としますが、その中に「関節リウマチ」患者を含むことが望ましいとしている。

●Q10. 提出部数は何部になりますか？

A10. 原本1部とコピー1部の計2部を提出

- *上記Q10の①、②、④、⑤、⑥、⑦については、原本を各1部とその写し各1部を提出。
- *③の免許証の写し、⑧証明書類、⑨振込受領証は1部のみ提出。
- *⑥の指導記録など枚数が複数となる場合は、クリップ止めとし、ホチキスは使用しない。

提出用書類のチェックリストをホームページの「リウマチ財団登録理学・作業療法士になるには」の中に掲載するので、ご活用ください。

●Q11. 初めて登録申請を行う予定ですが、「単位」を集める必要があるのでしょうか？

A11. 2023年度までの経過措置期間中（AQ1, 9）における新規申請の場合は、単位ではなく教育
得研修会3回参加の実績のみで申請可能。
（2024年度以降の新規申請・更新申請の場合は教育研修会20単位の取得実績必要になります）。

なお、2023年度までの経過措置期間中に登録された方は、次回の更新申請（2019年度新規登録者は、2024年度の更新）に向け、5年間で教育研修会20単位取得が必要となります。）

●Q12. 登録申請書において財団登録理学療法士・作業療法士取得者の氏名、勤務施設名等を財団ホームページ等で公開について諾否を求めています。これはどのように使用されるのでしょうか？

A12. 患者さん、ご家族などが受診医療機関を検索する際に活用
リウマチ専門医療従事者勤務医療機関とその職種・氏名などの公表により、社会への認知とアピールとなり、受診する医療機関の検索等の際にリウマチ専門職種がいる施設というアピールにもなります。（掲載承諾が得られない場合は、リスト掲載をしません）

●Q13. 「登録申請書」の「推薦医師署名欄」がありますが、申請者の勤務施設の医師でないといけないのでしょうか。

A13. ① 各種専門職が同一施設でリウマチ医療をお互いに連携・協働して実践するために、同一施設内の医師（日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の資格を有する医師を指す）の推薦が基本となる。
② 上記事情が困難な場合は他の施設の医師（日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の資格を有する医師を指す）の推薦でも有効。
③ 勤務施設が医療機関でない等の理由で上記医師の推薦が得られない場合、理由を付した「理由書（様式は自由）」を提出。リウマチ専門職委員会でその事情の可否を検討。

●Q14. 「履歴書」はどの程度の内容まで書けばよいのでしょうか？

A14. 「学歴」は高等学校等卒業以降を記載し、「職歴」はリウマチと関連のない職歴も含め記入。備考欄は病気などによる休職、出産育児休業、介護休業などがあつた場合に記入。最近の写真の添付が必要（原本のみ添付。写しには不要）

●Q15. 「リハビリテーション業務従事歴」は複数の医療機関がある場合も認められますか？

A15. 複数の医療機関でも可（但し資格要件は直近5年以内に通算1年以上）

●Q16. 「リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿」では対象が「リウマチ性疾患」とされておりますが、関節リウマチに限定されないのでしょうか？

A16. 対象疾患は広くリウマチ性疾患（Q2）とする。リハビリ指導患者名簿、指導記録には「関節リウマチ症例」が含まれることが望ましいが、なくても可。

●Q17. 「リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿」の「患者番号」とはどのような番号を書けばよいのですか？

A 17. 任意の番号で可。但し財団らの照会等のため、実在の症例に遡及可能な患者番号の一覧表を申請者で作成し、任意番号との関連を確保のこと。（個人情報保護の観点から任意番号とする）

●Q 18. 同一医療機関の複数の理学療法士（作業療法士）が登録申請する場合、同じ患者をそれぞれが担当するため、症例が重複しても構わないでしょうか？

A 18. 対象症例が重複することは可。但し、「指導患者名簿」のケア・指導の内容、「指導記録」内容は申請者ごとに異なることは当然で、内容が同じであることはあり得ない。

●Q 19. 「リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録」の「リハビリテーション区分」にある「その他」とは何が対象となるのでしょうか？

A 19: 介護保険による入所・通所・訪問リハビリなどの場合に記入

●Q 20. 「リウマチ性疾患に関する教育研修受講記録（経過措置用）」で、受講を証明する書類とありますが、具体的にはどのようなものですか？

A 20. 申請時において直近5年間における受講記録が対象。

- ① 当財団主催又は認定の教育研修会における参加時の「受講証明書」
- ② 当財団が規定で単位付与の特例で認めた学会等に出席の場合は、参加者の名前が記入された「参加証」や参加を証明できる「出張命令又は復命書」のコピー（日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本整形外科学会、日本理学療法士協会・日本作業療法士協会及び関連文科会並びに日本リハビリテーション医学会が主催したリウマチ関連の研修会）
- ③ 上記学会に座長・演者等で参加した場合は、申請者の名前が記されたプログラム、抄録等のコピー
- ④ 財団の認定のないリウマチ性疾患に関するリハビリ分野に関連する教育研修会・学会等で、2014～2018年度に開催されたものは、上記参加の証明ができる資料があれば申請可（理学療法士、作業療法士を対象とした財団主催、認定の認定教育研修会等がないため）

●Q 21. 「リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿」及び「リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録」において、枠内に書ききれない場合は別紙にしてもよいでしょうか？

A 21. 規定の書式内に納まるように記載すること。文字のポイントは特に規定しないが、読めるポイントで記載し1枚に収めてください。（但し、病名や薬剤名等アルファベットの略号は使用しないこと）

●Q 22. 申請書類の提出方法はどのようにしたらよいですか？

A 22. Q 10、11の申請書類の原本と写しを書留・簡易書留、レターパックなどで郵送。

送付先 〒105-0004 東京都港区新橋5-8-11 新橋エンタービル11階

公益財団法人 日本リウマチ財団

リウマチ財団登録理学・作業療法士 登録申請窓口

電話 03-6452-9030

●Q23. 登録申請にかかる費用を教えてください。

- A23. ① 新規申請時： 審査料 10,000円 (登録申請時に納付)
 登録料 5,000円 (審査、登録通知後に納付)
 ②更新時： 登録更新料 10,000円 (登録申請時に納付)

【審査料の振込方法】申請書の提出前に郵便局で振込みを行い、申請書の書類の中に「振込受領証」の
コピーを同封お願いします。

- ① 振込用紙は、郵便局備え付けの青の[払込取扱票]をご利用ください。
- ② 振込手数料は、各自のご負担でお願いいたします。
- ③ 郵便振替口座

口座記号・口座番号：00120-2-357086

加入者名：公益財団法人日本リウマチ財団

通信欄：「登録理学・作業療法士 審査料」と記載ください

ご依頼人：申請者の郵便番号・住所・氏名・電話番号

●Q24. 疑問点などの問い合わせはどこにしたらよいですか？

A24. 下記にご連絡ください。

日本リウマチ財団 事務局

電話 03-6452-9030 FAX. 03-6452-9031

E-mail: nursejrf@rheuma-net.or.jp